

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>市民局 ※監査時は企画市民局 所属</p>	<p>(18 年度)</p>
<p>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</p>	<p>改 善 措 置</p>
<p><仙台国際センター> (7) ① (ア) 公募の必要性 仙台国際センター（以下この項で センター という）について、非公募で（財）仙台国際交流協会（以下この項で 財団 という）を指定管理者としている具体的な理由は、施設（交流コーナー）における情報サービス・相談事業やボランティアを活用した市民協働による外国籍市民支援事業等を含め、施設運営を包括的に委ねる施設であり、現時点で民間が代替することが困難と考えられる事業を行う施設であるため、としている。 ここで、指定管理者である財団との協定書によれば、財団が指定管理者として行う業務は以下のとおりである。 ① センターの使用許可に関する業務 ② センターの維持管理に関する業務 ③ センターの事業として市が定める業務 ④ その他前号に付随する業務 上記の業務は、①、②の公の施設の管理業務と③の公の施設で行う事業に区分することが出来る。仙台市国際文化交流会館条例によれば、センターは国際的な文化交流及び市民交流（以下この項で国際交流事業という）を促進することにより、市民の文化の向上及び国際友好親善に資するために建設された施設であり、この目的のために国際交流事業も行うものであるが、この事業自体、特別な仕様の施設が必要なものではなく、センターもホールや会議室を有する他のビルと大きく変わるものではない。従って、センターは国際交流事業を行っている団体しか管理できない施設ではなく、③の事業を行う団体だから当然施設の管理も当該団体でなければならないという考えには必ずしもならない。よってこの事業を行なっていることが、公募の対象とならない積極性はなく、公募の対象とすべきこととなる。 (なお、公募の必要性については、<せんだいメディアテーク>の項を参照されたい)</p>	<p>公募により指定管理者の選定を行い、下記のとおり指定した。</p> <p>指定の期間 平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで</p> <p>指定した団体 青葉山コンソーシアム</p>